

自治制度
交通愛知県
尾張旭市

尾張旭市営バスの設置及び管理に関する条例

バス運行を指定管理者に／車両や停留所を「公共施設」として設置

2007年（平成19年）6月28日議決

尾張旭市は、尾張旭市営バス（コミュニティーバス）の運行管理を指定管理者に行わせることなどを定めた条例を制定した。

条例では、交通手段を確保することにより、交通空白地域の改善及び市民交流の促進を図り、外に出かけたくなるまちづくりを推進するため、市営バスを設置するとした。市内4ルートの運行路線及び運行区間や1回100円の運賃、回数乗車券の額（11枚1組で1,000円）などを定め、市営バスの管理を指定管理者に行わせることができることを明記した。指定管理者が市バスの管理を行う期間は、指定を受けた日から5年以内。指定管理者の指定に関する手続きは、尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例に基づいて行う。市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができると規定。旅客は、指定管理者に利用料金を支払わなければならないと定めた。

指定管理者制度は、地方自治法の改正により2003年（平成15年）9月に施行。公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、適正な管

理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の削減を図ることを目的に導入された。対象者は、条例に基づき議会の議決を経て指定された民間事業者や公益法人、NPO法人などの団体。指定管理者が管理を行う公の施設は、スポーツ・レクリエーション施設や、産業振興施設、文教施設が多いが、市バスの車両や停留所などを「公共施設」として位置づけ、指定管理者制度を活用する事例は全国で初めてとなる。

条文は下記ホームページにあります。

<http://www.city.owariasahi.g.jp/>

愛知県尾張旭市

市役所：〒488-8666

愛知県尾張旭市東大道町原田 2600-1

電話：0561-53-2111

人口：79,220人

世帯数：30,135世帯

人口密度：3,768.8人／km²

面積：21.02 km²

自治体情報誌D-file別冊 2007年Vol. 31秋号(イマジン出版)より抜粋

指定管理者が市営バスを運行

愛知県尾張旭市（7万9500人）は、指定管理者の市営バス運行を定めた「市営バスの設置及び管理に関する条例」を制定した。市営バスの運行での指定管理者制度活用は珍しい。

同バスは4ルート運行されるもので、第10条の「指定管理者による管理」で、運行を指定管理者が行うことが規定されている。

指定管理者の、業務の範囲は市営バスの運行、市営バスの車両・停留所の管理となっている。利用料金は指定管理者の収入となり、利用料金の額は100円を上限とし、市長の承認を得て決定する。

指定期間は5年以内で、「公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例」に基づき、指定管理者が公募される。

●尾張旭市企画課施策係

☎0561・53・2111

尾張旭市は、市営バス（コミュニティーバス）を公の施設と位置付け、運行管理業務を指定管理者に行わせることができるとした条例を制定する。民間のノウハウを活用した利用促進や利便性の向上が狙い。6月市議会に条例案を提出し、可決されれば2008年4月1日から施行する予定。市によると、市営バスに指定管理者制度を適用している例としては、山形県米沢市があるものの、全国的に珍しい。

条例案は、市営バスの運行区間（市内4ルート）や1回100円の利用料金、回数乗車券の額などの概要を定めた上で、指定管理者が利用料金を収入として得ることができるとした。市は、07年度中にバス会社やタクシー会社、運転代行業者らを対象に公募して業者を選定する方針だ。

市は04年12月からタクシー会社に委託し、10人乗りワゴン車を市営バスとして試験的に運行してきた。当初は市内3ルートで1日約130人だった乗客数も現在は4ルートで約300人にまで増加。12月にはより大きなマイクロバスの導入を予定するなど、本格的な運行を目指している。

バス運行に指定管理者制度を活用

——愛知県尾張旭市

月刊ガバナンス8月号(ぎょうせい)
より抜粋

地方行政6月14日号(時事通信社)より抜粋